

**令和8年度戦略的研究開発知財マネジメント強化委託事業
第1回農林水産研究における知財マネジメントセミナー
海外における育成者権侵害対応**

**IP FORWARD法律特許事務所
弁護士・弁理士 鷹野亨**

2026.08.03

IP FORWARDグループ概要

IP FORWARD

IP FORWARD

中国・ASEAN等における知財権登録から権利行使まで
ワンストップで対応可能な弁護士・弁理士事務所、
調査系コンサルティング会社で構成されるグループ

グループ総代表：分部 悠介

設立年：2011年

従業員数：66名（2025年時点）

- IP FORWARD株式会社
- IP FORWARD法律特許事務所
- IP FORWARD China（上海擁智商務諮詢有限公司）
- IPF中国専利代理事務所
- IP FORWARD ホーチミンオフィス
- IP FORWARD バンコクデスク



本社（黄）：東京、上海、ホーチミン
拠点（青）：北京、広州、瀋陽、鄭州、成都、常熟、義烏、温州、香港
提携先（黒）：バンコク、クアラルンプール、ジャカルタ等多数

弁護士・弁理士サービス、ビジネスコンサルティング等に至る一連のサービスラインナップを有し、ワンストップで必要なサービスを提供することが可能。



①権利登録サービス

- ・ 中国、東南アジアを中心とした商標権、特許権、著作権等の知財権について、調査から登録まで一括で対応



②模倣対策サービス

- ・ オンライン模倣対策：世界中のECサイトを監視して模倣品や知財権侵害コンテンツ情報を発見・削除
- ・ オフライン模倣対策：中国、東南アジア現地での模倣業者に対する調査、摘発



③リーガルサービス

- ・ 日本、中国、東南アジアの弁護士らと協働して、現地模倣業者に対して、警告や知財侵害訴訟を提起
- ・ その他、各国・地域の法律に基づく弁護士サービスも提供



④ビジネスコンサルティングサービス

- ・ 日本と中国を中心とした海外事業進出・拡大に関する総合コンサルティングサービスを提供



鷹野 亨（たかの とおる） 日本国弁護士・弁理士

<略歴>

2009年 東京大学法学部卒業
2011年 慶應義塾大学法科大学院修了、司法試験合格（新65期）
2012年 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2013年 エンデバー法律事務所入所
2015年 経済産業省製造産業局模倣品対策室
2018年 長島・大野・常松法律事務所ホーチミン・オフィス勤務
2019年 ホーチミン市法科大学院非常勤講師（日本法）
2021年 IP FORWARDに加入

<主要業務分野>

知的財産全般、アジア法務、エンターテインメント法務、IT法務、国際企業取引、
企業合併・買収（M&A）、労働、紛争解決、一般企業法務など

<執筆>

商事法務ポータル（アジア法務情報）

「世界のニセモノと戦う模倣品対策室の仕事」（月刊発明 2019年5月号）

「インターネット取引における模倣品対策」（月刊パテント 2016年9月号（第69巻第11号））

「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」（文化庁発行、検討委員会委員として参画）

「ベトナムにおける模倣品対策」（日本関税協会「貿易と関税」 2022年7月号）

「東南アジアでの営業秘密保護対策」（営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム）

<連絡先> Email : toru-takano@ip-fw.com TEL : 03-6457-9736

- 1 日本品種の海外流出**
- 2 海外での育成者権制度**
- 3 侵害品への対応フロー・侵害の態様**
- 4 調査**
- 5 権利行使**
- 6 侵害を未然に防ぐための対策**

1 日本品種の海外流出

2 海外での育成者権制度

3 侵害品への対応フロー・侵害の態様

4 調査

5 権利行使

6 侵害を未然に防ぐための対策

1 日本の品種の海外流出問題

IP FORWARD

日本で育成された品種について、苗木・種苗の海外流出や、現地での無断増殖・栽培・販売が問題となっている。

- 日本品種とみられる苗木・種苗が、海外の苗木市場、農園、ECサイト等で流通している。
- 流出した種苗が現地で増殖され、さらに第三国へ販売・提供される場合もある。
- 一度流出すると、生産者・販売者・供給元が拡散し、流通経路の特定や回収・差止めが困難となる。
- その影響は、輸出機会の喪失、ブランド毀損、育成投資の回収困難に及ぶ。

品種の海外流出事例（シャインマスカット）

IP FORWARD

シャインマスカットの種苗が中国・韓国で産地化され、
東南アジア等で日本産品と競合する事態が発生している。

【国内】

- ・シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引
- ・輸出産品としての期待も高い



苗木が海外に流出

【中国】

- ・「**陽光バラ**」「**陽光玫瑰**」「**香印翡翠**」等の名称での販売を確認
※「香印」はシャイン (xiāng yìn) と発音される。
- ・「**香印**」を含む商標の出願（**香印青提**、**香印翡翠**）が判明
- ・日本原産として、高値で苗木取引



中国産「陽光バラ」
(約490円/バック)



中国産「香印翡翠」
(約1,357円/kg)

【韓国】

- ・**韓国国内**でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認

シャインマスカットの栽培面積



生産物が更に輸出

【東南アジア等】

- ・**タイ**市場で**中国産**、**韓国産**シャインマスカットの販売を確認
- ・**香港**市場で**中国産**、**韓国産**シャインマスカットの販売を確認
- ・**マレーシア**、**ベトナム**市場で**韓国産**シャインマスカットの販売を確認



タイ市場で発見された中国産
「陽光バラ」



タイ市場で発見された韓国産
「SHINE MUSCAT」

品種の海外流出事例（その他）

IP FORWARD

農水省2020年度調査での中国・韓国ECでの日本品種の流出疑義産品の状況は以下のとおり。

現在も流出事例が確認されている。

種類	品種数と品種例（育成権者）	
イチゴ	10	紅ほっぺ（静岡県）、さがほのか（佐賀県）
サツマイモ	1	ベにはるか（農研機構）
カンキツ	11	大分果研4号（大分県）、はるみ / せとか / はれひめ / ベにばえ（農研機構）、 紅まどな / 甘平 / 媛小春（愛媛県）、せとみ（山口県）
リンゴ	3	もりのかがやき（農研機構）、はるか（個人）
ブドウ	4	シャインマスカット / クイーンニーナ（農研機構）、ブラックビート（個人）
ナシ	1	あきづき（農研機構）
モモ	2	西王母（民間種苗業者）
スモモ	1	アルプス王子（個人）
カキ	1	早秋（農研機構）
オウトウ	2	紅てまり / 紅ゆたか（山形県）

出典：農林水産省 https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/syokuryo_nougyo_nouson_kihonhou/attach/pdf/index-24.pdf

- 1 日本品種の海外流出
- 2 海外での育成者権制度**
- 3 侵害品への対応フロー・侵害の態様
- 4 調査
- 5 権利行使
- 6 侵害を未然に防ぐための対策

- 育成者権は、**原則として国・地域ごとに効力が及ぶ**
→日本で品種登録されていても、その効力が海外に当然に及ぶわけではない。
- 海外で無断増殖・販売等の侵害行為に対応するには、対象国における**権利の登録が出発点**となる。
- そのため、侵害対応ではまず
「どの国で、どの権利を使えるか」を確認する必要がある。
- その効力、救済制度（行政摘発、税関措置）があるかも国により異なる。

◆中国の植物新品種保護法制度の概要

- 日本の育成者権に類似する制度として「**植物新品種権（品種権）**」があり、育成者に一定期間の専有的権利を付与する。
- 種子法第25条は、新規性・区別性・一致性・安定性及び適切な命名を備えた品種を「植物新品種」と定義している。
- 法体系は、種子法、植物新品種保護条例及び同実施細則、最高人民法院の司法解釈等で構成される。
- 主管官庁は、農作物品種が農業農村部、林木品種が国家林業・草原局に分かれる。
- 中国の品種権は、マカオ・香港・台湾には及ばない。
- 中国はUPOV条約の加盟国。

日本の申請者における中国での品種権取得状況の例

IP FORWARD

公表事例から、日本の申請者が中国で新品種権を登録している事例を確認できる。

権利者	登録品種名	品目	登録番号
サカタのタネ	桑蓓斯 SAKIMP035	ニューギニア・ インパチェンス	CNA20170687.7
フジ・プランツ	BRESD16257	カーネーション属	CNA20170418.3
山本デンドロ ビウム園	阿凡切	デンドロビウム属	CNA20162444.8
イノチオ精興園	精卡明	キク属	CNA20170793.8
井上石灰工業 株式会社	MIB001	イチゴ	CNA20110941.5

出典：中国農業農村部の公告第244号・植物新品種権授権一覧

<https://zys.moa.gov.cn/gsgg/201912/P020191231646641698156.pdf>

◆ 品種権登録の要件①：申請人に関する要件

- 申請人は自然人・企業等の組織のいずれでもよいが、中国に居所・営業所を有しない外国人・外国企業等は、**現地の代理機関を通じて申請する必要がある。**
- 職務育種でない場合は育成した個人が、職務育種の場合は所属する組織が申請人となる。
- 委託育種・共同育種は契約により申請人を定めることができ、申請権の譲渡も可能である。
- **共同申請ではライセンスや権利処分に原則全員の同意が必要。**持分割合・収益分配・代表者の指定を共同申請契約で事前に明確化しておくことが望ましい。

◆ 品種権登録の要件②：対象品種に関する要件

① 保護名簿掲載品種に限られる

② 新規性

申請日前に当該品種の繁殖材料や収穫物が販売又は流通されていないこと、又は申請者自身が、若しくはその同意を得て販売・流通した場合であっても、中国国内においては1年を超えていないこと

国外においては木本・つる性植物品種について6年を超えておらず、その他の植物品種について4年を超えていないこと

③ 区別性 (Distinctness)

植物品種が既存品種と比較して一つ以上の性状に明確な差異を有すること

④ 一致制 (Uniformity)

品種の特性が、予期される自然変異を除き、集団内の個体間において関連する特徴や特性の現れが一致していること

⑤ 安定性 (Stability)

植物品種が、繰り返し増殖された後、又は特定の増殖周期を経た後においても、その主要な性状が変わらず維持されること

◆品種権登録の要件②：対象品種に関する要件

⑥名称の適切性

品種権を付与する植物新品種は、適切な名称を備え、かつ同一又は類似の植物属若しくは種に属する既知品種の名称と区別されなければならない。

数字のみで表されたもの、社会公德に反するもの、植物新品種の特徴・属性又は育種者の身分等について誤解を生じやすいもの、他人の先行権利を害するもの、及び法律・行政法規並びに国家の規定により禁止されるその他の場合に該当する名称は、品種の命名に用いることができない。

(登録された名称の例)

漢字表現：姹紫嫣红

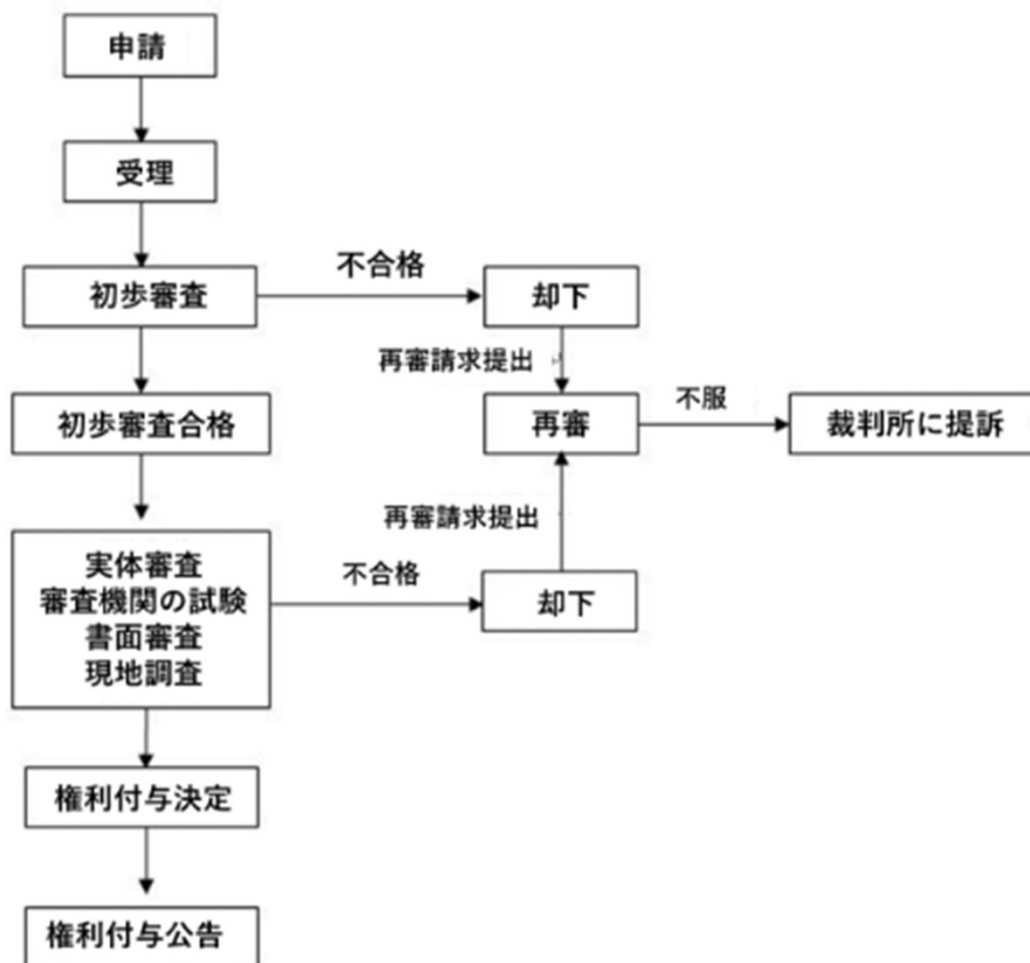
地名・組織名＋番号：「中山杉503」「鄂杉1号」「中科紫金1号」

英字＋数字：BRES16257

品種権登録をした名称は登録と同時に「通用名称」とされ、**商標登録は認められないこと**に注意！

◆品種権の申請手続：申請から登録までの流れ

申請から登録取得までの期間は通常おおよそ2～5年であるが、事案により相当程度異なる。



◆審査手続：初歩審査と実体審査（DUS審査）

- **初歩審査**：受理から6ヶ月以内に実施。書類の完全性、保護目録該当性、命名の適法性、新規性を予備的に判断する。
- **実体審査**：通常12～24ヶ月。区別性・一致性・安定性（DUS審査）を栽培試験又は室内分析により評価する。
- DUS審査の方式：①公式試験（当局指定機関・原則無料）、②委託試験（有料・信頼性が高い）、③自主試験（観賞植物等に限られ再検証が多い）。
- 事前にDUS審査を行うと不合格リスクを早期に把握でき、実務上も多くの申請人が予備的試験を実施している。

◆登録・存続期間

- 登録・公告：実体審査で要件を満たすと品種権付与を決定し、品種権証書の交付と登録・公告を行う。
- 却下：不服がある場合は3ヶ月以内に再審請求（再審決定は通常6ヶ月以内）、不服は15日以内に人民法院へ提訴できる。
- 存続期間：木本・藤本は25年、その他は20年。
- 優先権：**外国での最初の申請から12ヶ月以内に中国で申請すれば主張可能**。申請時に明記し、3ヶ月以内に副本を提出する。

◆品種権登録費用の参考価格

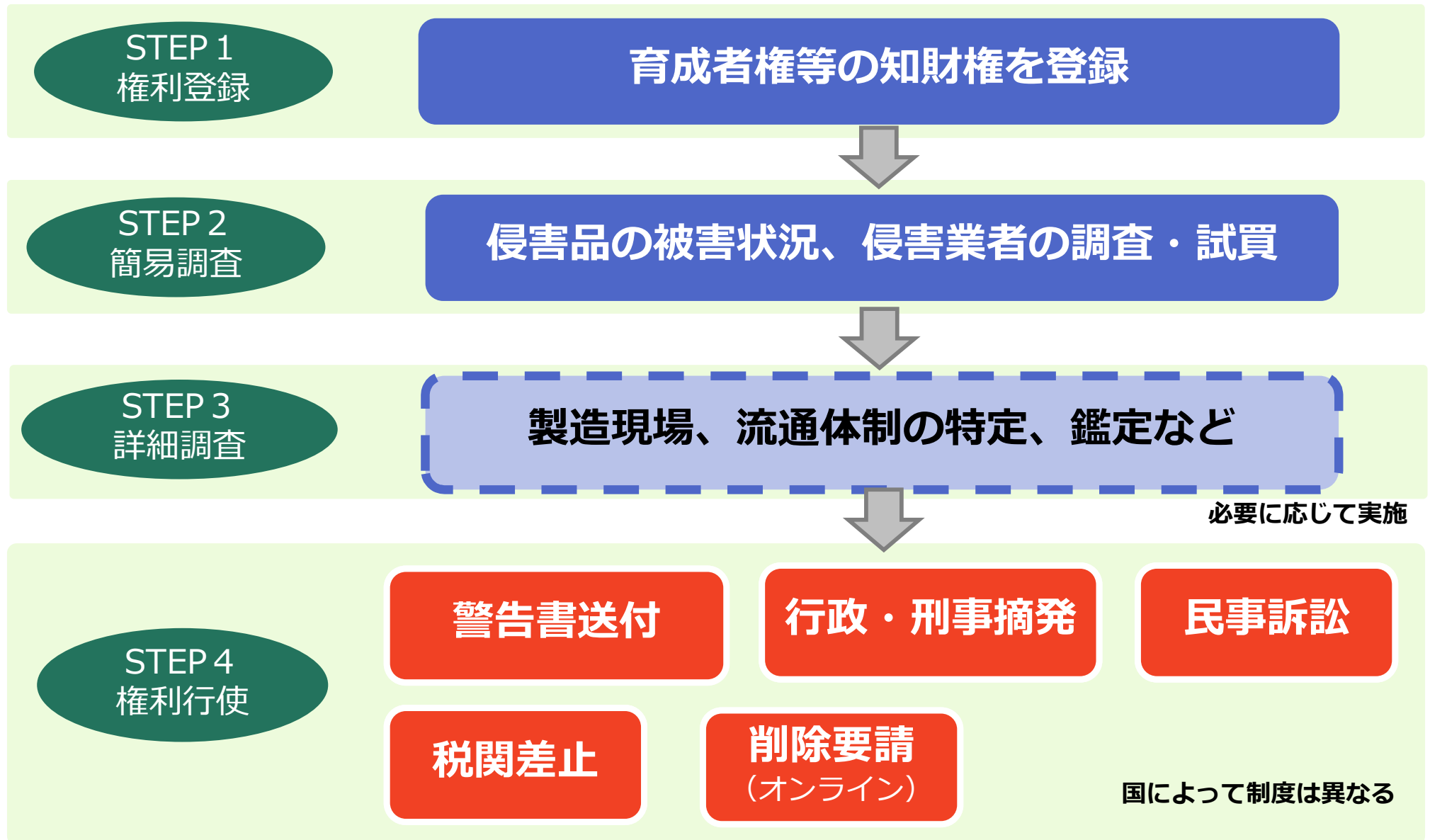
- 合計費用（1品種の場合）：約100万円
種苗の輸入・検疫・輸送、委託DUS試験などの費用により増減あり。
- 注：2017年4月より本発表時現在まで、行政上の申請料・審査料・維持年金は徴収停止（中国農業部公告2017年12月22日）

https://zys.moa.gov.cn/gsgg/201712/t20171222_6313621.htm

- 1 日本品種の海外流出
- 2 海外での育成者権制度
- 3 侵害品への対応フロー・侵害の態様**
- 4 調査
- 5 権利行使
- 6 侵害を未然に防ぐための対策

侵害対策の基本対応フロー

IP FORWARD



海外で想定される育成者権侵害のパターン

IP FORWARD

①無断増殖

- 登録品種の種子・苗木等が許諾なく増殖され、さらに第三者へ販売・譲渡されるケース。早期に止めなければ差止めが困難となる。

②苗木・種苗の無断販売及び流通

- 苗木業者・卸売市場・ECサイト等で登録品種と称して販売され、販売者・生産者・供給元が分散して流通経路が複雑化する。

③果実その他の収穫物の販売

- 無断増殖された植物からの果実・花き等が、品種名又は類似名称を付して市場・店舗で流通し、収穫物のみが複数国にまたがって流通する。

④ライセンサー・取引先からの流出

- 許諾された数量・地域・用途を超える増殖や無断再許諾、契約終了後の継続等により、管理外の第三者へ流出する。正規提供品でも流出源となり得る。

- 1 日本品種の海外流出
- 2 海外での育成者権制度
- 3 侵害品への対応フロー・侵害の態様
- 4 調査**
- 5 権利行使
- 6 侵害を未然に防ぐための対策

侵害発見時の初動対応としてまず確認すべきこと。

- どの国で発生しているのか？
- 対象国で有効な育成者権が存在するか？
- 権利者名義、権利行使権限、存続期間に問題がないか？
- 対象物は、種苗か、収穫物か？
- 正規ライセンス品・許諾流通品の可能性はないか？

POINT

直ちにアクションを取らない。
まずは権利関係、事実関係を確認し証拠を収集する。



インターネット上での侵害の場合は、どの国で発生していると言えるのですか？

Answer



インターネット上の侵害の場合、どの国の法令が適用されるかの一律の基準はないのですが、

まず、侵害サイトや出品がどのレジストラで登録されているかやサイト内の使用言語、発送地に関する情報などから、どの国・地域の消費者を対象にしているかを探ることから始める必要があります。

※詐欺サイトの場合もあるのでセキュリティには注意！

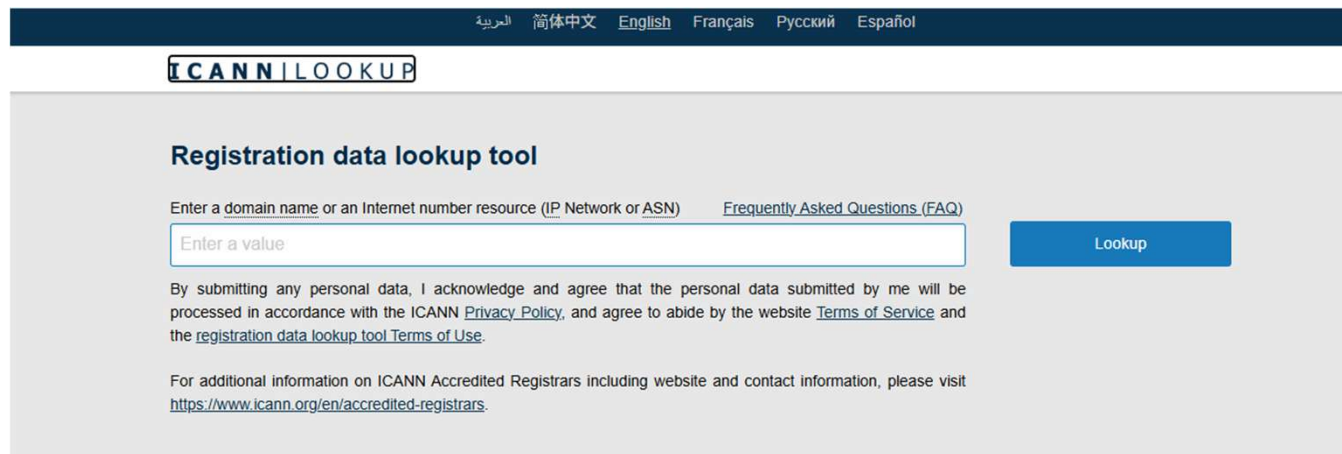
レジストラ（ドメイン登録事業者）、登録時期、ネームサーバー、登録者・連絡先等を確認できる。但し非公開の場合も増加中。

調査ツールの例：

ICANN Lookup : <https://lookup.icann.org/>

DomainTools WHOIS : <https://whois.domaintools.com/>

CNNIC WHOIS（「.cn」ドメイン） : <https://whois.cnnic.cn/>



The screenshot shows the ICANN Lookup website. At the top, there is a dark blue header with language options: العربية, 简体中文, English, Français, Русский, and Español. Below the header is the ICANN LOOKUP logo. The main content area is titled "Registration data lookup tool". It contains a text input field with the placeholder "Enter a value" and a blue "Lookup" button. Below the input field, there is a paragraph of text: "By submitting any personal data, I acknowledge and agree that the personal data submitted by me will be processed in accordance with the ICANN Privacy Policy, and agree to abide by the website Terms of Service and the registration data lookup tool Terms of Use." At the bottom, there is a link to "https://www.icann.org/en/accredited-registrars" for more information on ICANN Accredited Registrars.

出典：ICANN Lookup : <https://lookup.icann.org/>

- **商品ページ、画像、説明文をスクリーンショット等で保存する→日付の記録も残す。**

品種名称、価格、販売数量、販売条件を記録する

販売者名、所在地、連絡先、店舗情報を確認する

URL、閲覧日時、注文画面を残す

SNS投稿、動画、ライブ配信、チャット履歴も保存

- **必要に応じて、公証等による証拠化を検討する。**

POINT

侵害者にコンタクトする前に、「いつ・誰が・何を・どのように販売していたか」の記録を残す。

侵害品について現物を確認する有効な調査方法。
ただし、以下の注意点あり。

- 怪しまれないよう、また、侵害者に特定されないよう、調査会社の利用を検討した方が良い。
- 注文から受領、開封、保管までの情報は証拠になるため、写真等で記録する。
- 必要に応じて、**公証等による証拠化を検討**する。
- ヒアリングによる調査や仕入元の情報入手に繋がることも。

POINT

侵害品現物は貴重な証拠。入手経緯の証拠化を忘れずに。
侵害者に察知されないよう慎重に行う。

中国 証拠化の実務：公証(1)

IP FORWARD

中国では、証拠化のための厳格な手続がある。民事裁判や摘発など法的措置を取る場合は事前に注意する必要がある。

①公証とは

公証機関が自然人、法人又はその他の団体の申請に応じて、法定手続に基づき、民事法律行為、法的意義を有する事実と文書の真実性、合法性について証明する活動。

②公証の証明力

「裁判所は、法による手続を経て公証で証明された法律行為、法律事実及び書類を、事実を確定する根拠としなければならない。但し、公証による証明を覆すに足りる反証のある場合には、この限りでない。」（公証法第36条、民事訴訟法第69条）

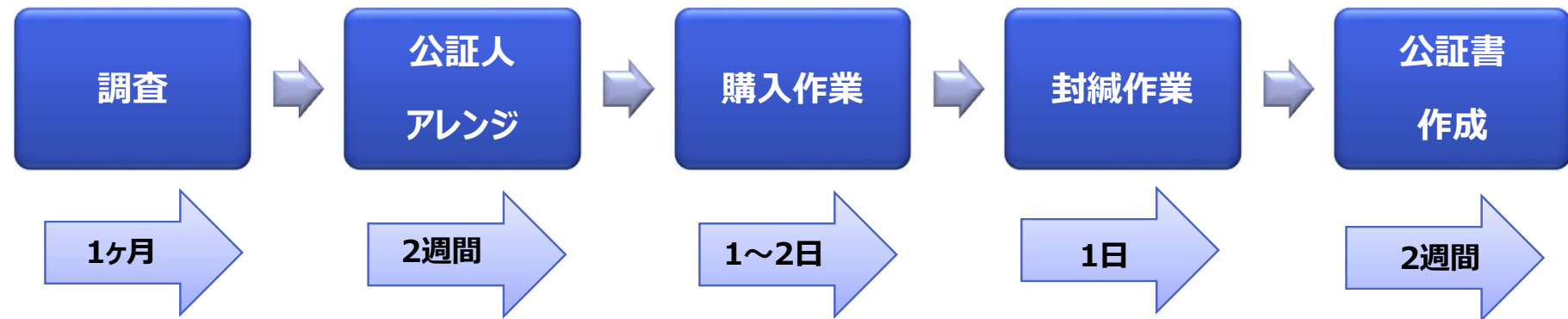
③公証の例

- ・ 公証購入→侵害業者から侵害品を入手する一連の事実を公証。
- ・ ウェブ公証→侵害業者が運営するホームページ、ネット店舗の掲載事実を公証。

中国 証拠化の実務：公証(2)

IP FORWARD

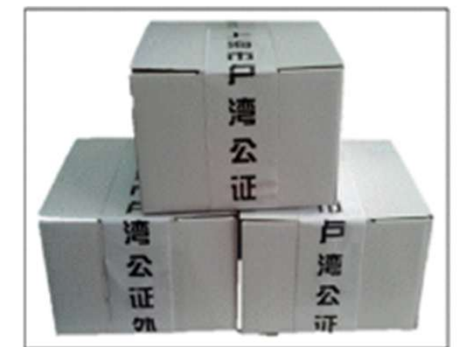
一般的な公証購入の流れ



公証購入の注意点

- 公証人は調査のプロではないので、専門の調査員が同行して、侵害業者に悟られないよう購入する。
- 侵害業者の情報（名称、所在地、連絡先等）が記載された領収書、名刺、カタログ等を合わせて入手する。

公証書、公証物のイメージ



中国 証拠化の実務：タイムスタンプ

IP FORWARD

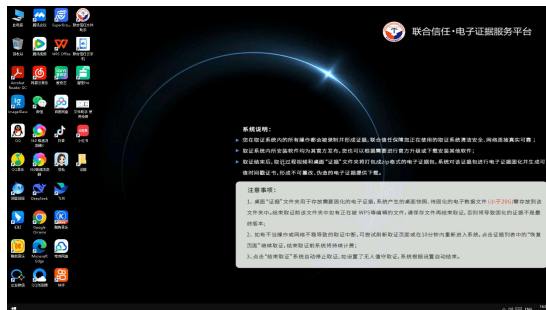
タイムスタンプとは、専用の電子証拠保全システムを利用し、侵害が疑われる商品の販売・広告ページ等をスクリーンショットや画面録画により保存した上で、これらの電子データについて認証時刻及び非改ざん性を証明する証明書の発行を受ける仕組みである。

中国では、タイムスタンプサービスの一つとして、TSA (<https://www.tsa.cn/>) が広く利用されている。同サービスは中国語表示のみであるものの、外国企業も企業ユーザーとして登録・認証し、電子証拠保全サービスを利用できる。ただし、中国籍者を申請者又はアカウント担当者として指定する必要がある。

図 一般的なタイムスタンプの流れ



通常、2～3日程度で対応することが可能



① タイムスタンプ作業画面
(仮想PCのデスクトップ画面)

仮想PC上でブラウザやソフトウェアを起動し、録画やスクリーンショットにより証拠を保存。



② タイムスタンプ作業画面
(例：Google広告の証拠保全)

中国国内のサイトに限らず、中国国外のサイトについても対応可能。



③ タイムスタンプ証明書

認証コード及びQRコード付きの証明書が発行され、認証時刻及びデータの非改ざん性を検証可能。

タイムスタンプの活用場面

IP FORWARD

表 タイムスタンプと公証の比較

比較項目	タイムスタンプ	公証
コスト（実費）	数十元～100元/件（数千円程度）	2,000元～/件（4万円程度～）
所要期間	2～3日	2～3週間
手続	電子証拠化システムに登録すれば利用可能	公証処へ出向き、申請者の身分証明書等を提出して申請手続を行う必要がある
利用可能な場面	商品購入せずにネット上の侵害行為の証拠化	オンライン・オフラインの侵害行為の証拠化の全て
証明力	裁判所は同証拠能力を認める傾向ではあるが、公証手続と比べると証明力はやや低い	高い

近年、中国の知財訴訟でもタイムスタンプ証拠が認められつつあるが、依然として公証証拠が主流である。タイムスタンプは、主に以下の場面での活用が考えられる。

- ・ **重要性が比較的低い案件における証拠保全**
警告書の送付のみを予定する案件
- ・ **補足的情報の証拠保全**
公証済みの案件における補足情報（侵害の継続、公証後の販売状況等）、インターネット記事

特定された侵害者に対して権利行使をするために更に詳細な調査を行う。しかし費用はかかるため、権利行使も見据えて、どれくらいのコストをかけるか検討する。

①内偵調査

簡易調査のみでは、摘発現場や在庫保管場所が分からない場合に、摘発現場となる対象者の製造現場、流通体制などの情報を得ることを目的として調査を行う。

公安等の捜査機関と連携して、調査を行う場合もある。

②法的分析

対象国の法令に基づいてどのような権利行使ができるか、その実効性がどれくらいあるかについて、必要に応じて、現地専門家と分析する。

③鑑定調査

品種の育成者権を侵害しているかの鑑定調査を行う。

品種同一性は、事案・費用・期間などに応じ、最適な方法を選択、又はこれらを組み合わせて確認する。

- **目視・計測による特性比較**：迅速な初期確認に有用。ただし、栽培環境や生育段階により、特性の現れ方が異なる。
- **DNA分析**：被疑品と登録品種の遺伝的差異を迅速に比較できる。裁判所の委託鑑定で「差異がない」、又は「同一」「極めて類似」とされた場合、品種同一性が認定される。
- **田間観察（DUS関連試験）**：被疑品と登録品種を同一条件で比較栽培し、形態・生育特性等を比較するため、信頼性が高い。
- **証拠力**：DNA分析と田間観察の結論が異なる場合、中国の司法解釈上、田間観察の結論が優先される。

POINT

専門家の助言を得て、発生国、侵害の重大性、規模等に応じて鑑定方法を選択し品種同一性を判断する。

鑑定：侵害鑑定の出发点——標準試料

IP FORWARD

侵害鑑定では比較試料の選択が重要であり、登録当局が保存する標準試料が優先される。

- **標準試料の由来** 標準試料は、出願・審査段階において、当局の求めに応じて出願人が提出する繁殖材料に由来する。種子・果実は新品種保蔵センター、種苗・球根等の無性繁殖材料は指定DUS試験機関に提出・保管される。
- **侵害鑑定における比較試料の優先順位** ①登録当局が保存する標準試料、②他の公的機関又はDUS試験機関が保存する試料、③権利者が保管する試料（登録品種との同一性及び試料の由来を立証する必要がある）。

POINT

- 標準試料の有無と、各試料・種苗等の由来及び保管履歴が、侵害立証を左右する。
- 特に、花卉・果樹等の無性繁殖品種では、公的標準試料が保存されていない場合があるため、出願・DUS試験時の母株との関係や試料の受領・保管記録等を残すことが重要。

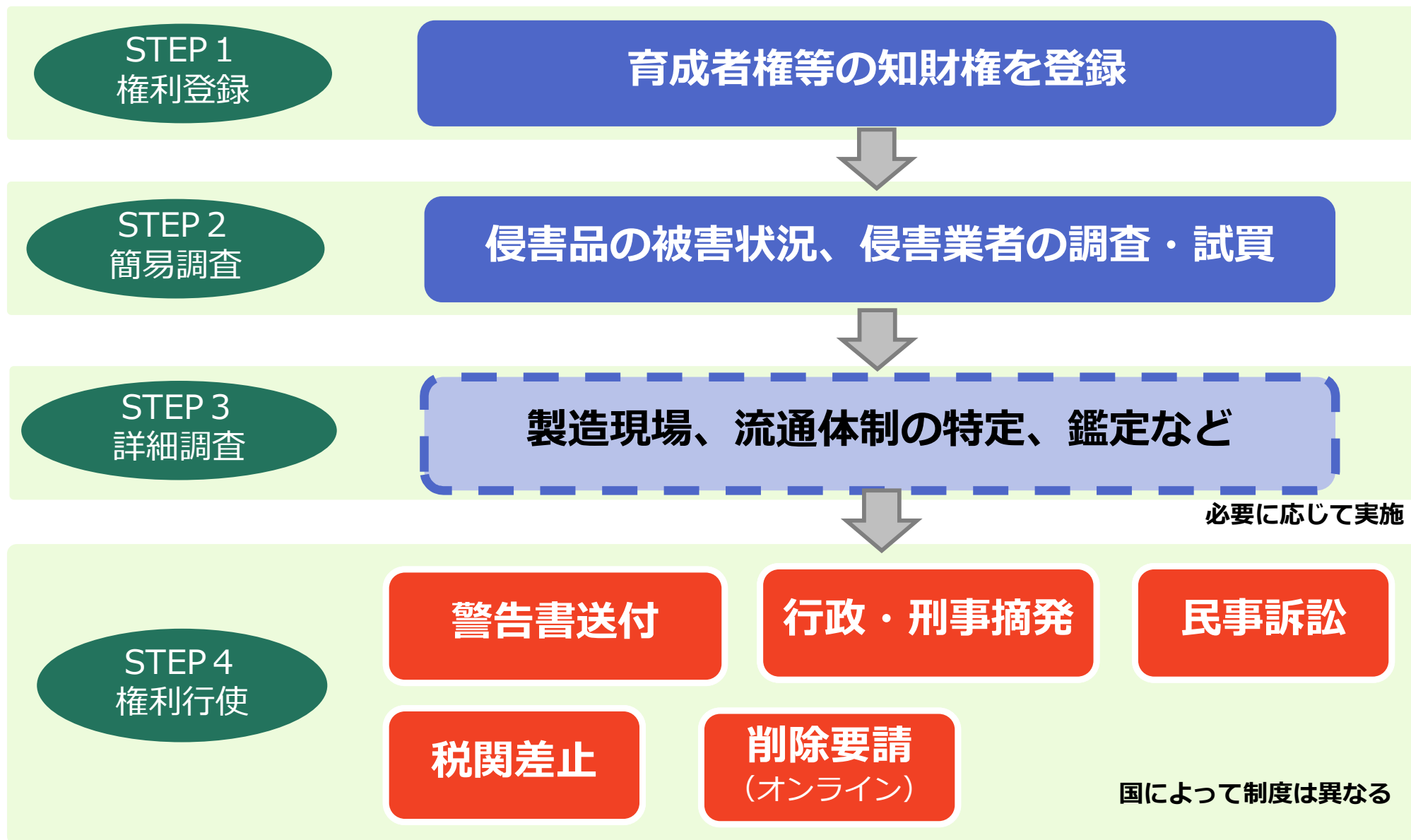
中国で権利行使する場合、主要サンプルを中国で保管し、中国国内で分析・鑑定するのが実務上望ましい。

- **事前検討**：弁護士・検査機関と、検査方法、必要量及び保存方法を確認。
- **被疑品の証拠化・保管**：サンプルは購入から開封までを記録し、予備検査用・正式鑑定用・再鑑定用に分け、中国で封印・保管。
- **DNA分析・正式鑑定**：対象品種に適した検査方法で同一性を分析する。権利者による事前検査は補助資料となり得るが、必要に応じて司法鑑定又は比較栽培が行われる。
- **日中間のサンプル移送**：中国に標準試料があれば、日本からの送付は不要。クロスボーダーのサンプル送付には輸出入・植物検疫手続が必要となり得るため、中国での正式鑑定を基本とし、日本での分析結果は補充資料として用いるのが実務的。

- 1 日本品種の海外流出
- 2 海外での育成者権制度
- 3 侵害品への対応フロー・侵害の態様
- 4 調査
- 5 権利行使**
- 6 侵害を未然に防ぐための対策

侵害対策の基本対応フロー

IP FORWARD



侵害行為の停止等を任意に求める手段。 迅速簡易に対応できるが強制力はない。

- 侵害行為の停止、在庫廃棄、損害賠償などを要求する。
- 販売先・仕入先情報の開示を求め、供給元の特定につなげることも。
- 送付手段は様々（郵便、メール、SNS）、現地語によることが多い。
- 再発防止策、誓約書、今後の報告義務を求めることも可能。
- 鑑定などの証拠化を経ずとも、先ず注意喚起＋事実確認の書面を出す場合も。
- 強制力はなく、無視される、証拠隠滅されるリスクあり。
- 警告書の受領後も侵害行為が継続された場合、故意を基礎付ける証拠になる。

POINT

侵害に対する権利行使としてよく取られる手段の一つ。
法的措置（摘発、民事訴訟）前の手段としても有効だが、証拠不十分な
場合の断定や営業妨害といわれるような対応は避ける必要あり。



権利行使するためには、鑑定や詳細調査が必須なのでしょうか？ちょっと予算が。。。

Answer



摘発や訴訟など法的措置を取る場合、証拠をしっかりと固める必要があり鑑定や詳細調査が必要な場合もあります。そして、仰る通り、鑑定や詳細調査を海外で行うとなると、相当程度の予算は覚悟しなければいけません。

一方、強制力は劣りますが、予算内での現実的な対応策として、これらの調査を省略して、注意喚起と事実確認の通知書をまずは出してみることもあります。

行政機関・警察による摘発・処分

IP FORWARD

現地行政機関又は警察に申立てを行い、調査・摘発・処分を求める手段。

- 生産拠点、倉庫、店舗、在庫、苗木が特定されている場合に有効。
- 現地調査、差押え、販売停止等の強い抑止力が期待できる傾向にある。
- 制度の有無、実効性は国・地域により大きく異なる。



裁判所を通じて、無断増殖・販売等の差止めや損害賠償を求める手段。

- 悪質・継続的・大規模な侵害において検討する価値がある。
- 苗木・種苗・在庫の廃棄、侵害品の流通停止等に加えて、損害賠償を求められる場合がある。
- 費用・期間・証拠負担が大きく、被告特定・管轄・判決執行も課題となる。



**税関に事前に申し立てることで、侵害品が輸入又は輸出される
ときに差止を行う手続。**

- 対象国で育成者権侵害物品が水際取締りの対象となる場合、
種苗・苗木等の輸出入差止めを検討する。
- UPOV加盟国であっても、対象権利、対象貨物及び申立手続
は国ごとに異なる。
- 差止めには、有効な権利に加え、真正品と侵害疑義品を識別
できる資料が必要となる。



EC上の侵害疑義出品について、販売ページの削除・非表示を求める手段。

- 迅速かつ低コストで販売を止められる可能性がある。
- 必要資料：出品URL、商品画像、販売者情報、権利証明書、品種同一性資料、委任状（代理人による場合）等
- 商標権などでは、プラットフォームが用意した専用申立フォームを使えて迅速かつ簡易で有効。しかし、育成者権は専用申立フォームの対象外の場合も多い。専用申立フォームが使えない場合、メール・法的通知による削除要請を検討する必要がある。

中国における品種権に基づく権利行使制度

IP FORWARD

中国においては、品種権に基づく救済方法としては、民事訴訟と行政摘発の制度がある。

民事訴訟

差止請求及び損害賠償請求が可能である。

行政摘発

種子法上は、社会公共利益を保護する必要があることも要件とされているが（第72条第6項）、実務上は、植物新品種権侵害が成立すれば、社会公共利益の保護の要件が満たされると解釈して、運用されていることが多い。

行政処罰の内容は、侵害行為の差止め命令、違法所得と種子の没収、過料（商品価値が5万元未満の場合、1万元以上25万元以下の過料を科し、商品価値が5万元以上の場合、商品価値の5倍以上10倍以下の過料を科す）である（種子法第72条第6項）。

刑事摘発

独立した品種権侵害罪はない。ただし、偽・劣悪種子生産・販売罪、偽・劣悪製品生産・販売罪、登録商標冒用罪又は営業秘密侵害罪等の構成要件を満たす場合には刑事対応が可能となる。

水際措置

なし

中国における行政摘発事例 「奥黛麗」 トウガラシ事件

IP FORWARD

- **概要**：外資系企業の中国法人による申立てを受け、現場検査・公的検査・追跡調査を経て、侵害苗の処分と行政罰に至った。
- **権利者**：先正達種苗（北京）有限公司（スイスに管理本部を置くシンジェンタグループの中国法人）
- **品種**：奥黛麗（オードリー）、品種権番号：CNA20100522.3
- **被処分者**：済南陽光潤土農業発展有限公司（中国・済南市の農業会社）
- **経緯**：2021年8月、権利者の申立てを受け、済南市農業農村局が2日後に現場検査を実施。公的検査機関は、被疑品種を「奥黛麗」 トウガラシの類似品種と判定し、被処分者も異議を述べなかった。
- **侵害認定・処分**：無許諾で生産された8.2万株の生産・販売を侵害と認定。未定植の7.64万株を不活化・埋設処分し、違法所得6,610元（約13万円）を没収した上、5万元（約100万円）の過料を科した。

中国農業農村部「2023年農業植物新品種保護十大典型事例」 28～30頁

<https://zys.moa.gov.cn/gzdt/202305/W020230524534183222952.pdf>

中国における品種権侵害にかかる民事裁判事例①

IP FORWARD

警告書受領後も生産を継続—高額 of 懲罰的損害賠償 (2024) 最高法知民終337号

➤ 事案の概要

- 品種権者：リマグラン・ヨーロッパ（仏・Limagrain Europe）
- 原告：恒某種業有限公司（品種権者の中国関連会社で、「NP01154」トウモロコシの独占的实施権者）
- 被告：河南金苑種業股份有限公司
- 被告の侵害行為：「NP01154」を父本として無許諾で使用し、ハイブリッドトウモロコシ7品種を生産・販売、原告が2021年に被告に警告書を送付し、サンプルを採取・検査警告後：被告が生産を継続したため、原告が提訴した。
- 裁判結果：第一審は非侵害。最高人民法院が2025年4月に逆転し、侵害を認定。

➤ 最高人民法院の判断

- 被告提出の追加遺伝子検査の証明力を否定し、原告提出の検査報告から「NP01154」と被告使用の父本の同一性を認定。
- 被告が「NP01154」を無許諾で使用したとして、品種権侵害を認定。**警告書受領後も大規模な生産を継続したことから、故意かつ情状重大として懲罰的損害賠償を適用。**
- 被告に侵害差止め、損害賠償約5,335万元（約12億8,000万円）及び権利行使費用20万元（約480万円）の支払いを命じた。

※懲罰的損害賠償＝故意かつ悪質な知的財産権侵害を処罰し、再発を抑止するため、通常の損害額を上回る賠償を命じる制度

出典：中国最高人民法院 <https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-4492.html>

中国における品種権侵害にかかる民事裁判事例②

IP FORWARD

DNA鑑定なしでも侵害を認定—近似名称と花色による立証（2024）最高法知民終115号

➤ 事案の概要

- 品種権者：株式会社サカタのタネ（日本）
- 原告：坂田花彩園芸（嘉興）有限公司（中国における独占的实施権者・権利行使主体）
- 被告：雲南省の花卉園芸事業者（名称非公表）
- 経緯：被告が「SunPatiens」の苗を無許諾で増殖し、WeChat及び中国版TikTokで宣伝・販売したため、原告が裁判所に提訴
- 裁判結果：第一審（昆明市中級人民法院）と第二審（最高人民法院）とも侵害を認定

➤ 裁判所の判断

- 本件では、DNA鑑定や実際に栽培して品種を比較する試験が行われていなかったが、最高人民法院は、**DNA鑑定や栽培比較試験がなくても、品種名や花色などから品種の同一性を判断できる**とした。
- 裁判所は、**登録品種と同じ名称が使用されている場合、被告品種を登録品種と推定し、被告側に反証を求める「同一名称による推定」の考え方**を確認した。
- 被告が使用した「桑贝斯」と、原告が権利行使する登録品種「桑蓓斯」は、名称・花色が近似。被告も別品種であることや適法な入手経路を証明できなかったため、裁判所は被告の侵害を認定。

中国における品種権侵害にかかる民事裁判事例③

IP FORWARD

試験材料の無断流出—先行栽培を認めず、継続使用料を命令（2023）最高法知民終1542号

➤ 事案の概要

- 品種権者：Prevar Limited（ニュージーランド）
- 原告：SVM（中国における排他的実施権者。「深圳某品種管理会社」と匿名化）
- 被告：雲南省の農業会社（名称非公表）
- 経緯：2008年に試験評価目的で被告に提供されたPremA280の材料が、秘密保持・増殖禁止の合意に反して流出し、「雲引リンゴ2号／龍威」と改称されて大規模に無断栽培されたため、原告が提訴
- 裁判結果：第一審は非侵害。第二審の最高人民法院が逆転して侵害を認定

➤ 裁判所の判断

- DNA上の35か所を比較する品種識別検査で差異がなく、被告の「龍威」とPremA280を同一品種と認定。
- **試験材料が秘密保持・増殖禁止の合意に反して無断で流出したものであるとして、「先に栽培していた」とする被告の主張を否定。**地方政府の「品種鑑定証書」は栽培・普及のための行政上の証明にすぎず、植物新品種権に対抗できないと判断。
- リンゴ樹自体が接ぎ木等に使われる繁殖材料であるため、被告による大規模栽培を「生産繁殖」と認定。
- 被告に約53万8,750元（約1,290万円）と、栽培終了まで年間約16万6,000元（約400万円）の継続的使用料の支払いを命じた。

出典：中国最高人民法院 <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/495881.html>

中国における品種権侵害対策関連の費用と所要期間

IP FORWARD

権利行使費用の参考価格と所要期間は以下のとおりです。

主要サービス項目		参考費用 (中国元)	参考費用 (日本円、1元 = 24円)	所要期間
権利行使準備	詳細調査	10,000～30,000元	約24～72万円	3週間～2ヵ月
	テスト購入（単発）	2,000～5,000元、※代金別	約4.8～12万円	1～3週間
	テスト購入（公証付き）	7,000～20,000元、※代金別	約16.8～48万円	2～4週間
	侵害鑑定（DNA分析）	2,000～6,000元	約4.8～14.4万円	2週間～3ヵ月
	侵害鑑定（DUS関連試験）	20,000～30,000元	約48～72万円	6ヵ月～3年
権利行使	警告書送付	8,000～15,000元	約19.2～36万円	2～4週間
	ECサイトへの削除申請 （メール対応を想定）	3,000～10,000元	約7.2～24万円	2～4週間
	行政摘発	30,000～80,000元	約72～192万円	3～6ヵ月
	民事訴訟（第1審）	100,000～300,000元	約240～720万円	1～2年
	民事訴訟（第2審）	第1審の60～80%程度	約144～580万円	8ヵ月～1.5年

QA：誰に頼むのか？

IP FORWARD



調査や権利行使の概要は分かりました。
自身で行うのは難しそうですが、誰に頼めばよいのでしょうか？

Answer



調査や権利行使は、現地で中国語で行うこと、侵害者相手の慎重な対応を求められることから、**現地の調査会社及び代理人**を使うことが一般的です。模倣品・農産品分野の対応の実績、コミュニケーションの言語などを考慮して選定します。

クオリティ確保のため、日系の専門家を介することもあります。

調査から権利行使までやり切るには時間・費用がかかる。政府等の支援事業も有効に活用して対応する。

JATAFF Home JATAFFサイトインデックス JATAFFについて 会員のページ お問い合わせ

Q Google 提供

ホーム > 植物品種保護に関する総合案内

植物品種保護に関する総合案内

令和8年度植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業

- 実施規程、別記様式
植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業実施規程 (PDF)
別記様式 Word / 別記様式 PDF
- 「海外品種登録出願」のための経費支援の公募について
公募は終了しました
- 「育成者権侵害対策」のための経費支援の公募について
公募は終了しました
- 「種苗資源の保護」のための経費支援の公募について
公募は終了しました
- 「戦略的な海外ライセンスの推進等対策」のための経費支援の公募について
公募要領 申請書
公募は終了しました

出典：JATAFFウェブサイト [植物品種保護に関する総合案内](#) -- [公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会](#) -

- 1 日本品種の海外流出
- 2 海外での育成者権制度
- 3 侵害品への対応フロー・侵害の態様
- 4 調査
- 5 権利行使
- 6 侵害を未然に防ぐための対策**

- 海外出願では、まず対象国・地域の選定が最重要。
- 販売予定国だけでなく、栽培適地、生産国、流通国も候補に含める。
- 予算、市場性、侵害リスク、権利行使の実効性を踏まえて優先順位を付ける。

POINT

海外品種登録出願は「売る国」だけでなく、「作られる国」「流通する国」「権利行使が必要になる国」も考慮する。

定期的なモニタリングを実施することで、侵害拡大前にリスクを察知、迅速な対応を行う。

- ECサイト・SNSを、品種名、現地語名、別称、関連ワードで定期的に確認する。
- 現地販売店、ライセンサーからの情報提供も有用。
- 苗木市場、農園、卸売市場、ライセンサーの販売状況も必要に応じて確認する。
- 侵害発見時の対応を事前にマニュアル化、侵害対応に合わせてアップデートする。

POINT

早期発見と初動の速さが、対応方法の選択肢を広げる。

ライセンス契約・ライセンス契約に関する工夫(1)

IP FORWARD

ライセンス先からの漏えい・流出リスクを防ぐ手段を契約書で手当てする。

① 許諾範囲を明確に

対象品種、独占/非独占、地域、態様（製造、販売、輸出など）、再許諾の可否等を具体的に定める。

② 権利帰属・無断申請の防止

権利は自社に帰属するとして、無断申請・登録を禁止する。

③ 侵害対応

侵害品発見時の報告義務、権利行使主体と費用負担を明確化するなど。

④秘密保持

厳格な秘密保持規定を入れる。または別途NDAの締結。

⑤契約終了後の処理

終了後の在庫処分期間及び品種やブランド等の使用禁止を明示。

⑥準拠法・紛争解決

準拠法及び紛争解決手段（訴訟／仲裁）について、執行可能性や実効性を踏まえて定める。

（例）中国との取引で日本裁判所管轄とすることは原則NG

日本と中国では判決執行の相互承認条約に加盟しておらず、
日本の判決を中国で執行することは困難！

ご清聴ありがとうございました